

特別養護老人ホームマナーハウス横山台地域交流室利用規約

(趣旨)

第一条 この規約は、社会福祉法人草加福祉会 特別養護老人ホームマナーハウス横山台地域交流室の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第二条 地域交流室を利用しようとする者は、あらかじめ特別養護老人ホームマナーハウス横山台施設長の許可をうけなければならない。

- 2 利用申請は、所定の用紙または、インターネットにて行うものとするが、利用申請者が社会福祉法人草加福祉会職員である場合は、口頭をもって構わない。

(利用承認等)

第三条 施設長は、その利用の承認および非承認について、その旨を利用申請者に通知するものとする。ただし、公共又は公用のため実施する事業は、優先して許可する。

- 2 施設長は、地域交流室の管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、施設長は、地域交流室の利用を許可しない。

- (1) 利用が営利目的と認められたとき。
- (2) 利用が公安または風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 建物またはその附属物を汚損し、もしくは破損する恐れがあるとき。
- (4) その他、管理上支障があると認められるとき。

(利用料)

第五条 利用料は、原則無料とする。

(利用時間)

第六条 利用時間は、午前8時30分から午後8時00分までとする。

- 2 利用時間は、事前の準備および事後の清掃などの時間を含むものとする。
- 3 利用時間の延長を希望する場合は、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

(厳守事項)

第七条 利用者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた以外の施設または設備、器具等を使用しないこと。
- (2) 許可なく建物等に広告物を掲示し、又は釘類を打ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく器具・什器等を施設外に持ち出さないこと。
- (5) 許可なく危険もしくは不潔な物品または動物を持ち込まないこと。

(入館の制限)

第八条 施設長は、前条の規定に違反し、又は次の各号のいずれかに該当する者に対し施設への入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 感染症の疾病があると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす恐れのある者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第九条 利用者は、利用中に建物又は附属備品を損傷した場合は、施設長の裁定する損害額を賠償しなければならない。

付 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。